［号を削る。］

二　総務省の係長の官職のうち、同省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの

［号の細分を削る。］

三　［略］

四　［略］

五　［略］

六　国土交通省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの

［号の細分を削る。］

イ　［略］

ロ　国土交通省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職（第七号に掲げるものを除く。）

［号を削る。］

七　［略］

別表（第四条関係）

経験者採用試験（係長級（事務））	大卒程度の者
	一　第二条第一号イの官職にあっては、次に掲げる能力 イ　困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力又は適切かつ効果的に説明及び討議を行う能力 ロ　イに掲げる事項の基盤となる基礎的な外国語の能力 二　第二条第一号ロの官職にあっては、課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 ［三・四　略］

二　会計検査院の係長の官職のうち、会計に関する知識を必要とする会計検査に関する事務をその職務の主たる内容とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの

三　総務省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの

イ　総務省の所掌に係る事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職（ロに掲げるものを除く。）

ロ　総務省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

七　国土交通省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの（イにあってはハ並びに第八号及び第九号に掲げるものを、ハにあっては第八号及び第九号に掲げるものを除く。）

イ　国土交通省の所掌に係る事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職

ロ　［同上］

ハ　国土交通省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職

八　観光庁の係長の官職のうち、同庁の所掌に係る事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの

九　［同上］

別表（第四条関係）

経験者採用試験（係長級（事務））	大卒程度の者
	一　困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力又は適切かつ効果的に説明及び討議を行う能力 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ 二　前号に掲げる事項の基盤となる基礎的な外国語の能力 ［三・四　同上］